

貯金規定の一部改正について

標記のこと、下記のとおり貯金規定が一部改正となります。

記

1. 主な改正内容

規定	主な変更箇所
当座勘定規定	手形等決済にかかる電子交換所への移行および電子交換決済の開始に伴い、「各種手形用法」の記載の見直し。
総合口座取引規定 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定	僚店ネット取引拡大により、僚店においても総合口座の定期貯金および定期積金の解約が可能になったことから、取扱店の範囲にかかる記載を「当店のみ」から「当店で」に変更。
その他各種貯金規定	・「休眠預金等活用法に係る異動事由」および「休眠預金等活用法に係る最終異動日等」において、平仄を統一。 ・その他、字句の見直し等所要の見直し。

2. 改正日

令和4年4月1日

以上